

## 大分市建設工事等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は建設コンサルタント業務等（建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務又は補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に係る競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）について入札等の公正を確保し、適正化を図るため、入札結果等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

### (公表の範囲等)

第2条 入札結果等の公表の対象は、入札等により発注する建設工事等で、建設工事にあつては予定価格が130万円を、建設コンサルタント業務等にあつては予定価格が50万円を超えるものとし、公表の範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 入札業者名
- (2) 入札又は見積の結果
- (3) 契約締結後における予定価格
- (4) 建設工事に係る契約の場合にあつては、指名の理由
- (5) 一般競争入札に参加しようとした者の名称並びにその者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及び理由
- (6) 公募型指名競争入札に申込みをし、指名から漏れた者の名称及びその理由
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第2項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格制度を採用した場合にあつては、最低制限価格及び最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の名称
- (8) 政令第167条の10の2第1項の規定により総合評価一般競争入札を行った場合にあつては、その理由、低入札価格調査基準価格、低入札価格調査結果概要、各入札参加者の技術評価点及び評価値並びに落札者の決定理由
- (9) 契約の内容
  - ア 契約業者名及び住所
  - イ 建設工事等の名称、場所、種別及び概要
  - ウ 建設工事等の着手の時期及び当該建設工事等の完成の時期
  - エ 契約金額
- (10) 随意契約の場合にあつては、随意契約の相手方を選定した理由
- (11) 契約金額の変更を伴う契約の場合にあつては、第9号に掲げる事項及び変更の理由

### (公表の方法)

第3条 入札結果等の公表の方法は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して本市が開設する公式ホームページ若しくは入札情報サービスシステム（PPI）に

より閲覧に供する方法とし、公表期間は次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第5号及び第6号については、入札業者が確定した日又はその翌日から書類の発生年度の翌年度の3月31日までとする。
- (2) 前条第2号、第4号、第7号及び第8号については、入札執行、落札者の決定若しくは見積書開封の日又はその翌日から書類の発生年度の翌年度の3月31日までとする。
- (3) 前条第3号については、契約締結の日又はその翌日から書類の発生年度の翌年度の3月31日までとする。
- (4) 前条第9号から第11号までについては、契約（変更契約）締結の日又はその翌日から書類の発生年度の翌年度の3月31日までとする。

(閲覧所)

第4条 前条に規定する閲覧所は、契約監理課とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和57年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、公告し、又は通知する建設工事等に係る契約の入札に係る予定価格については、第2条第3号中「契約締結後における予定価格」とあるのは「入札の告示後又は通知後の予定価格」と、第3条第3号中「契約締結の日又はその翌日」とあるのは「入札の告示又は通知をした日」と読み替えてこれを適用する。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市建設工事請負契約に係る入札結果等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約に係る入札について適用し、同日前に締結した契約に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成10年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に告示し、又は通知する一般競争入札又は指名競争入札に係る予定価格について適用し、同日前に告示し、又は通知した一般競争入札又は指名競争入札に係る予定価格については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年6月1日から施行する。  
(大分市測量・建設コンサルタント業務等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱の廃止)
- 2 大分市測量・建設コンサルタント業務等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱(平成11年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。  
(大分市建設工事請負契約に係る随意契約の公表に関する要綱の廃止)
- 2 大分市建設工事請負契約に係る随意契約の公表に関する要綱(平成13年4月1日施行)は、廃止する。  
(大分市測量・建設コンサルタント業務等の契約に係る随意契約の公表に関する要綱)
- 3 大分市測量・建設コンサルタント業務等の契約に係る随意契約の公表に関する要綱(平成11年10月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 4 改正後の大分市建設工事等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告し、又は通知する競争入札又は随意契約について適用し、同日前に公告し、又は通知した競争入札又は随意契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市建設工事等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約に係る入札について適用し、同日前に締結した契約に係る入札については、なお従前の例による。